

令和2年（フ）第9号

決 定

山形市七日町1丁目2番30号

破産者 株式会社大沼友の会

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和3年3月4日

山形地方裁判所民事部

裁 判 官 貝 原 信 之

これは正本である。

令和3年3月4日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 高橋 信昭

